

社会福祉法人 豊中市社会福祉協議会 次世代育成支援行動計画

豊中市社会福祉協議会は、全職員が働きやすい環境の整備を進めることにより、職員の仕事と子育ての両立を支援し、また、その能力を十分に発揮できることを目的に、次世代育成支援対策推進法に基づくこの行動計画を策定する。

計画期間

令和2年（2020年）4月1日から令和7年（2025年）3月31日まで

内容

目標1

育児休業及び部分休業（以下「育児休業等」という）の取得しやすい環境づくりのため、以下の対策を講じる。

【対策】

- ・職員会議や研修の機会を通じ、育児休業等についての啓発を行う。
- ・管理職員への次世代育成支援の取り組みについての研修を継続する。
- ・所属長は、育児休業中の職員に対し、社内報を含む業務上の通知や情報等の送付を行う。また、復職時における研修（休業期間中の組織や業務の動きの説明、新システム等が導入されている場合は操作説明等）を実施する。
- ・子育て中の職員が人事異動上の配慮を希望する場合の措置として、所属長面談を含めた異動希望調査を実施する。

目標2

看護休暇の取得しやすい環境づくりのため、以下の対策を講じる。

【対策】

- ・職員会議や研修の機会を通じ、看護休暇についての啓発を行う。
- ・所属長は、取得しようとする職員への業務上の配慮を行う。

目標 3

育児参加のための年次有給休暇の取得を推奨する取り組みを、全職場において実施する。

【対策】

- ・育児に参加しやすい環境を整備するため、具体的な取得事例を掲げ、職員に対する啓発を行う。
- ・全職場において、育児参加のみならず、年次有給休暇の計画的な取得を推奨する。
- ・所属長は、育児参加のため年次有給休暇の取得しようとする職員への業務上の配慮を行う。

目標 4

定時退社日（ノー残業デー）を全職場で実施し、所定外労働の縮減を図る。また、定時退社週間（ノー残業ウィーク）を設定し、全職場で実施する。

【対策】

- ・安全衛生委員会を中心にした「ノー残業デー」の啓発を行う。
- ・お盆期間や年末年始期間等に定時退社週間（ノー残業ウィーク）を設定し、所定外労働の縮減を図る。
- ・所属長は、定時退社日には職場巡回等を行い、実施の徹底を図る。
- ・所属長は、所属職員の所定外労働状況を把握し、必要に応じた業務配分の見直し等を適宜行う。